

2020年5月1日

文部科学大臣
萩生田 光一 様

新型コロナウイルスの感染拡大から私立大学を守り、 私立大学生の学ぶ権利を保障するための緊急要請書

東京地区私立大学教職員組合連合
中央執行委員長 白井 邦彦

新型コロナウイルスの感染拡大により政府が緊急事態宣言を発するなか、多くの私立大学では授業日程を遅らせるとともに、オンラインによる遠隔授業の準備を進めています。しかし、遠隔授業を実施するにあたって、通信環境の学生間格差の存在が大きな障碍となるなどの問題が明らかになっています。いくつかの大学では、学生に対する通信環境整備のための特別奨学金等の支給を決定するなどの措置を講じ始めていますが、私立大学・短大を設置する学校法人の約4割は採算割れの状態にあり、学生に対する十分な支援を行うことが困難な財政状態に置かれています。在籍する大学によって支援が受けられない学生が存在すること、そうした学生の救済を各大学の自助努力に委ねることは、教育の機会均等を保障しなければならない政府の責任放棄にほかなりません。

また、大学はその性質上、集団感染の場となりかねない危険性が指摘されているにもかかわらず、多くの私立大学にあっては在宅勤務（テレワーク）の推進が徹底されず、緊急事態宣言下においても「2割」以上の教職員が出勤し、感染の不安におびえながら業務に従事しているのが現状です。その実態を把握し、実効的な措置を速やかに行うことが求められます。

私立大学をクラスター化させないことは、国家的な危機管理のための喫緊の課題です。つきましては、下記の措置を可及的速やかに実施するよう要請いたします。

記

I 私立大学が実施する学費減免等への支援について

- | |
|---|
| 1 新型コロナウイルスの影響により家計が急変した私立大学生への授業料減免等を実施する大学への補助を十分に行うこと。 |
|---|

新型コロナウイルスの感染拡大により、私立大学生は、保護者の失業や収入減少、学生本人のアルバイト収入の減少等、筆舌に尽くしがたい経済的打撃を受けています。学生団体「高等教育無償化プロジェクト FREE」が実施した緊急調査では、4月27日時点で回答した1200名のうち「家族の収入が減った・なくなった」、「アルバイト収入が減った・なくなった」等の理由により、20%もの学生が「大学をやめる」ことを検討しているという深刻な現実が明らかに

なっています。国の責任において学費の減免を求める学生たちの署名運動も広がっています。野党は5月中旬にも学費の減額や免除等の支援策を盛り込んだ法案を提出する予定ですが、与党もこれに協力して法案の成立をめざすべきです。

2020年度補正予算では、新型コロナウイルスの影響により家計が急変した学生に対して各私立大学が実施する授業料減免への補助として3億円が措置されていますが、国立大学の同事業に対する予算が4億円であることと比してあまりにも少額です。我が国の大学・短大生の約8割が私立大学生であることを鑑みて、これはまったく根拠がない差別的待遇であると言わざるを得ません。私立大学が実施するコロナ対策のための授業料減免への補助を大幅に増額し、直近の家計急変で経済的に修学困難となったすべての学生が授業料減免を受けられるようにしてください。

2 入学金・授業料等の期限内での納付が困難となった学生に対し、納付の猶予を各私立大学に要請すること。また、そのことにより運転資金が不足する私立大学に対しては、必要かつなぎ資金を無利子・無担保で貸し付けること。

新型コロナウイルス感染症の影響による家計急変により、授業料等の納入の猶予を求める学生・保護者の声が各大学に殺到しています。文部科学省は2020年3月24日通知において、こうした場合における「納付時期の猶予等の弾力的な取扱いや減免等のきめ細かな配慮」を要請していますが、このことを各大学にあらためて通知し周知してください。また、そのような措置を講じることによって財政運営に困難が生ずる学校法人に対しては、私立学校振興・共済事業団を通して必要かつなぎ資金を無利子・無担保で借り受けることができるようにしてください。

II 遠隔授業の実施に関する学生への支援について

1 新型コロナウイルス感染症が終息し、対面授業の再開が可能となるまでの期間、希望するすべての学生に対し、遠隔授業の受講に必要なとされる通信機器（PC、タブレット等）を、大学を通して1日も早く無償で貸与できるようにすること。また、すべての私立大学が学生の通信環境整備を支援することができるよう補助すること。

すでに相当数の大学では遠隔授業が開始されていますが、受講にあたって通信環境に深刻な障碍を抱えている学生が多数います。スマートフォンしか持たない学生や落ち着いて受講できる家庭環境にない学生も多いこと、また、WEB会議システムを使った双方向型の授業ではデータ通信量も多く、使用料金がかさむことから、経済的格差はこの点においても学生の学ぶ権利を侵害しています。いくつかの大学では、通信環境整備のための特別奨学金等の支給を決定していますが、財政的事情により十分な支援を行えない大学もあります。大学間の財政的格差が学生の学ぶ権利の障碍とならないよう、そうした大学には国が補助することを求めます。

2 上記の期間、遠隔授業の受講に必要とされる通信料を無料とするよう、総務省から通信事業者に対して要請すること。

Wi-Fi ルーターを所有せず遠隔授業の受講に支障をきたしている学生が多数います。総務省は4月3日、電気通信事業関連4団体に対し、学生の学習に係る通信環境の確保について要請し、携帯電話大手3社は学生のデータ通信料の支援策を発表しました。内容は「25歳以下、上限50GBまでは追加料金を発生させない」ということで共通し、ソフトバンク・KDDIは5月末までとしています。感染終息の目途が立たない現状では、6月以降も遠隔授業を継続せざるを得ないことが予想されます。受講に必要とされる学生の通信料はすべて無料としてください。

3 遠隔授業のための学習管理システムに、サーバーの容量不足により様々な障害が発生している現状を改善するよう、総務省に要請すること。

各大学が遠隔授業を開始するにともない、授業の予習・復習・補足を目的とした学習管理システムのサーバーダウンの発生が報告されています。こうした現状を早急に改善する手立てを講じてください。

2020年度補正予算では、「大学等における遠隔授業の環境構築の加速による学修機会の確保」として27億円が措置されましたが、以上のような問題を解決するためにはあまりにも少額です。大幅な予算の増額を求めます。

4 新修学支援制度における支援対象学生の成績要件のうち、「出席率が8割以下」「GPAが下位4分の1」等の学生は支援の打ち切り対象とするという要件は、2020年度においては適用しないこと。

2020年度より導入された高等教育修学支援制度では、支援対象となる学生の成績について厳しい要件を課し、「出席率が8割以下」「GPAが下位4分の1」の学生に対しては大学が警告を行い、それを連続して受けた場合には支援を打ち切るとしています。しかし、多くの私大で実施される遠隔授業においては厳格な出欠管理は困難です。また、上述したような情報環境上の困難は、新制度の支援対象となる学生においてより深刻であり、情報環境によって成績が左右しかねないことも危惧されます。このような成績要件を課すことはあまりに過酷です。2020年度においては、これらの成績要件を適用しないよう求めます。

III 教職員の雇用と労働条件について

1 私立大学が教職員の在宅勤務（テレワーク）に必要な環境整備（通信機器、情報管理システム等）を行うための補助を行うこと。

政府が緊急事態宣言を発した後も、実際には少なからずの教職員が出勤を余儀なくされ、感染の不安におびえながら、授業開始の準備に従事しているのが現実です。私立大学を集団感染の場としないためには、教職員の在宅勤務を徹底推進することが必要不可欠です。在宅勤務を可能とする通信環境や情報管理システム等の整備に要する経費のための補助を求めます。

2 在宅勤務のための環境整備は、専任教職員だけではなく、非常勤講師や嘱託職員・派遣職員等についても同等に取扱うことを私立大学に要請すること。

私立大学には専任教職員だけではなく、多くの非常勤講師や嘱託職員、派遣職員等が勤務しています。在宅勤務を可能とするための通信機器の貸与等の環境整備にあたっては、こうした多様な雇用形態の教職員と専任教職員との間に格差が生じないように、同等に取り扱うことを私立大学に要請してください。

3 私立大学が教職員・学生の感染防止のために講じる消毒、清掃、換気設備、検温等に要する経費を全額補助すること。また、感染者が出た場合もやむを得ない事情により出勤する教職員への特別手当等の人件費についても補助の対象とすること。

私立大学の多くは、日常の清掃業務を外部業者に委託しています。感染予防のための消毒や清掃は委託内容の追加となり、少なからざる経費がかかります。また、集団感染が発生した場合であっても、施設維持・管理や実験動物等の世話のために出勤せざるを得ない教職員も出ることが予想され、そうした人たちには危険な業務に携わることの対価として特別手当を支給することも必要です。このような感染防止対策に必要な経費を補助することを求めます。

4 新型コロナウイルスの感染者、濃厚接触者、また感染の疑いある教職員の休業については、その期間を年次有給休暇ではなく、有給の特別休暇とすることを学校法人に義務付けること。非専任教職員についても同様とし、休業中の賃金カット等を行わないよう指導を徹底すること。

2020年4月13日に厚労大臣、総務大臣、法務大臣、文科大臣が連名で各業界団体に発した要請書では、「有給の特別休暇を設けるなど、労働者が休みやすい環境の整備」が求められていますが、実際には多くの教職員が出勤を余儀なくされ、感染の不安におびえながら業務に従事しているのが現実です。また、家族に感染の疑いがあったり、濃厚接触者が出たような場合でも、年次有給休暇を消化するよう通知している大学もあり、「労働者が休みやすい環境の整備」

が進んでいるとは到底言えません。上記要請書の趣旨を徹底するよう、各私立大学にあらためて通知してください。

5 新型コロナウイルスによる休業を理由とした解雇や雇止め、派遣契約解除等を行わないよう、私立大学に対して要請すること。

上記要請書は、「有期契約労働者や派遣労働者を含めた解雇、雇止め、派遣契約解除等を行わないこと」も要請しています。このこともあらためて通知するよう求めます。

6 教員（専任・非専任を問わず）が遠隔授業を実施することに要する機材・ソフト面の整備のための費用を補助すること。

各大学で進められている遠隔授業には、WEBカメラ・音声機器等の機材とともに、機器・ソフトウェアのトラブルに対応するための専門知識ある人員が必要です。これらに必要な経費について補助することを求めます。また、各大学が教員に遠隔授業のための支援を行う際、非常勤講師に対しても同等の支援を行うことを各大学に要請してください。

以 上